

## 平成28年度補助金モニタリングシート

## 1 補助金等の概要

|                    |  |          |      |     |           |           |        |        |       |
|--------------------|--|----------|------|-----|-----------|-----------|--------|--------|-------|
| 部 課 名              | 環境安全部防災防犯課   |          |      |     |           |           |        |        |       |
| 予 算 科 目            | 款  | 項        | 目    | 細目  | 細目名称      | 細節名称      |        |        |       |
|                    | 09   | 01       | 03   | 001 | 非常備消防費    | 消防団運営費補助金 |        |        |       |
| 補助金等の名称            | 消防団運営費補助金  |          |      |     |           |           |        |        |       |
| 補助金等の区分            | ○  | 行政補完的補助金 |      |     | 政策的補助金    |           | その他    | 交付開始年度 | — 年度  |
| 補助金等の形態            |  | 個人補助     |      |     | 事業補助      | ○         | 団体運営補助 |        | その他   |
| 支出先名称              | 消防団本部及び10個分団   |          |      |     |           |           |        |        |       |
| 会 計 年 度<br>(単位：千円) | (予算・決算) 額  | 財源内訳     |      |     |           |           |        |        |       |
|                    |  | 国庫支出金    | 都支出金 | その他 | 特財に伴う一般財源 | 一般財源      |        |        |       |
| 28年度               | 4,320  |          |      |     |           |           |        |        | 4,320 |
| 27年度               | 4,296  |          |      |     |           |           |        |        | 4,296 |
| 根拠法令等 (名称及び条文の抜粋)  |  |          |      |     |           |           |        |        |       |
| 法 令 等              |  |          |      |     |           |           |        |        |       |
| 市条例・要綱等            | 東久留米市消防団運営費補助金交付要綱 第1条<br>この要綱は消防団員の資質の向上並びに消防団の発展及び運営の円滑を図るため交付する消防団運営費補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。 |          |      |     |           |           |        |        |       |
| 目的及び効果             | 消防団の資質の向上並びに消防団の発展及び運営の円滑を図るため   |          |      |     |           |           |        |        |       |

## 2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

|  |   |    |   |     |  |      |
|--|---|----|---|-----|--|------|
| 補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない                       |   | はい | ○ | いいえ |  | 該当なし |
| 社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている |   | はい | ○ | いいえ |  | 該当なし |
| 支出の根拠が明確でない                                  |   | はい | ○ | いいえ |  | 該当なし |
| 補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している (注)            | ○ | はい |   | いいえ |  | 該当なし |
| 類似の事業が民間等で行われている                             |   | はい | ○ | いいえ |  | 該当なし |
| 交付の期間が継続して3年以上である (注)                        | ○ | はい |   | いいえ |  | 該当なし |
| 国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない     |   | はい | ○ | いいえ |  | 該当なし |

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」に「○」を記入してください。

## 3 業務委託について

|          |   |    |
|----------|---|----|
| 業務委託の可能性 |   | 有り |
|          | ○ | 無し |

## 4 所管課所見欄

|  |
|--|
| 上記2及び3に対する所管課見解  |
| 東久留米市消防団は、東京消防庁東久留米消防署と連携して、市内における消防活動並びに防災活動に従事し、非常勤公務員として日々消防訓練を行い地域の防火運動の啓発を積極的に行っている。消防団運営費補助金においては、上記市条例・要綱等及び目的及び効果に基づき消防団の組織の充実ならびに意識と資質の向上を図るため、消防団詰所等の維持管理に係る費用（修繕・更新等）及び備品・消耗品等防災用品備蓄強化事業、その他消防団の目的を達成するために必要と認める経費として交付しているものであることから、本補助事業の見直しは困難である。<br>本補助事業の運営は、東久留米市内の消防団によるものであり、消防団以外に事業主体が考えられないため、業務委託をする理由はない。 |
| 29年度以降の方向性   |
| 消防団は、東久留米市消防団の設置に関する条例に基づき設置されているものであり、今後とも、組織の充実と意識の向上を図る必要があるため、本補助事業を継続する。  |